

京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程の一部を改正する規程

(平成十七年達示第四百十三号)

京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程(平成十五年達示第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則

この規程は、平成十七年二月十六日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。